

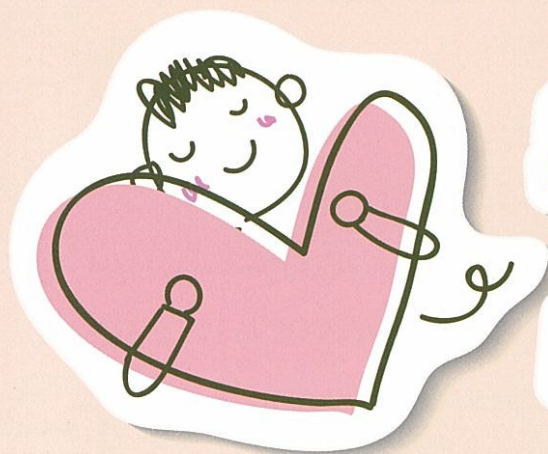
だいじ しょうい かんり
大事な書類の管理に
じしん
自信がない・・・

じぶん ひとり
自分一人では
じしん
自信がない・・・

ふくし りよう
福祉サービス利用の
てつづ しかた
手続きの仕方が
わからない・・・

かね あつか
お金の扱いに
じしん
自信がない・・・

いろ いろ りよう せん
色々な料金の
し はら たい へん
支払いが大変・・・



不安なココロを安心へ

しゃきよう てつだ あんしん
社協がお手伝いできること、それは安心へのサポート。

ふくし りよう えんじょじぎょう
福祉サービス利用援助事業

ちいき ふくし けんりよう ごじぎょう
(地域福祉権利擁護事業)



しゃかい ふくし ほうじん なら けんしゃかい ふくし きよう ぎ かい
社会福祉法人 奈良県社会福祉協議会

あなたの生活をお手伝いします。

高齢者や知的障害・精神障害をお持ちの方などで、
介護などのサービスに関することや、ふだんのお金の扱いについて
不安をお持ちの場合に、安心して生活ができるようにお手伝いします。

不安

福祉サービスを利用するとき、しているとき…

- 福祉サービスを利用したり変更したりしたいけれど、手続きの仕方が難しい。
- 利用している福祉サービスに不満や要望があるけれど、
どのように言ったらいいかわからない。



日ごろのお金の扱いが必要な時…

- サービスの利用料や、社会保険料や公共料金などの支払いがひとりでは難しい。
- 預貯金の払い戻しや預け入れがひとりでは不安がある。



ふだんの生活に必要な手続きがある時…

- 送られてくる郵便物や通知物がよく分からない。放ったままにしている。
- 行政や事業所の手続きが必要だけれど、ひとりでは分からない。

大事な通帳や印鑑をすぐに置き忘れる…

- 大事な書類（通帳や権利証）、印鑑などを
置き忘れる心配がある。



このようなことでお困りではありませんか？

このようなサービスでお手伝いします。

安心

福祉サービスの利用のお手伝いをします

- 福祉サービスを利用したり、利用をやめたりする相談のお手伝いをします。
- 福祉サービスの不満・疑問を解決する「苦情解決制度」の利用をお手伝いします。

ふだんの生活に必要な金銭管理のお手伝いをします

- 福祉サービスの利用料や公共料金などの支払いの手続きや確認をお手伝いします。
- 生活費を預貯金から払い戻したり預け入れる時に
同行したり、代行します。

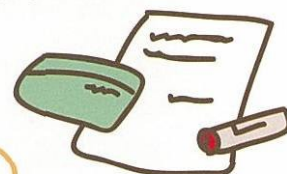


ふだんの生活に必要な手続きのお手伝いをします

- 家に届く郵便物や通知物を一緒に確認します。
- 行政や事業所での必要な手続きをお手伝いします。

大切な通帳や印鑑、その他の書類をお預かりします

- 通帳や証書類、権利証、印鑑などを社会福祉協議会でお預かりします。



このサービスでお手伝いできないこと

- 本人にかわって施設入所などの契約を決定すること
- 施設入所や入院時の保証人になること
- 預かった資産を運用すること
- 現金や不動産を預かること など

サービスを利用するには手続きが必要です。

このサービスをご利用いただける方（下記のいずれにもあてはまる方）

- 認知症の方、もの忘れのある高齢者、知的障害のある方、精神障害のある方
- 契約を結ぶこと、利用料がかかることをご理解いただける方
- この事業の利用が日常生活の役に立つと認められる方



1 相談の受付

ご本人、ご家族、近所の方、民生委員、ケアマネージャーなど、
どなたからの相談でもお近くの社会福祉協議会で受け付けます。

2 訪問

社会福祉協議会の職員が、ご本人を訪問し、何にお困りかをおたずねします。
秘密は必ず守ります。

3 支援計画の作成

「どの様なお手伝いを月や週に何回行うか」などをご本人と一緒に決めます。

4 契約の締結

内容に問題がなければ、ご本人と社会福祉協議会が契約をします。

5 サービスの開始

契約のとおり生活支援員が訪問し、お手伝いをします。

6 支援計画の見直し

社会福祉協議会の職員が、サービスの内容を定期的に見直します。



契約を結んで生活支援員の訪問が
始まってから利用料がかかります。

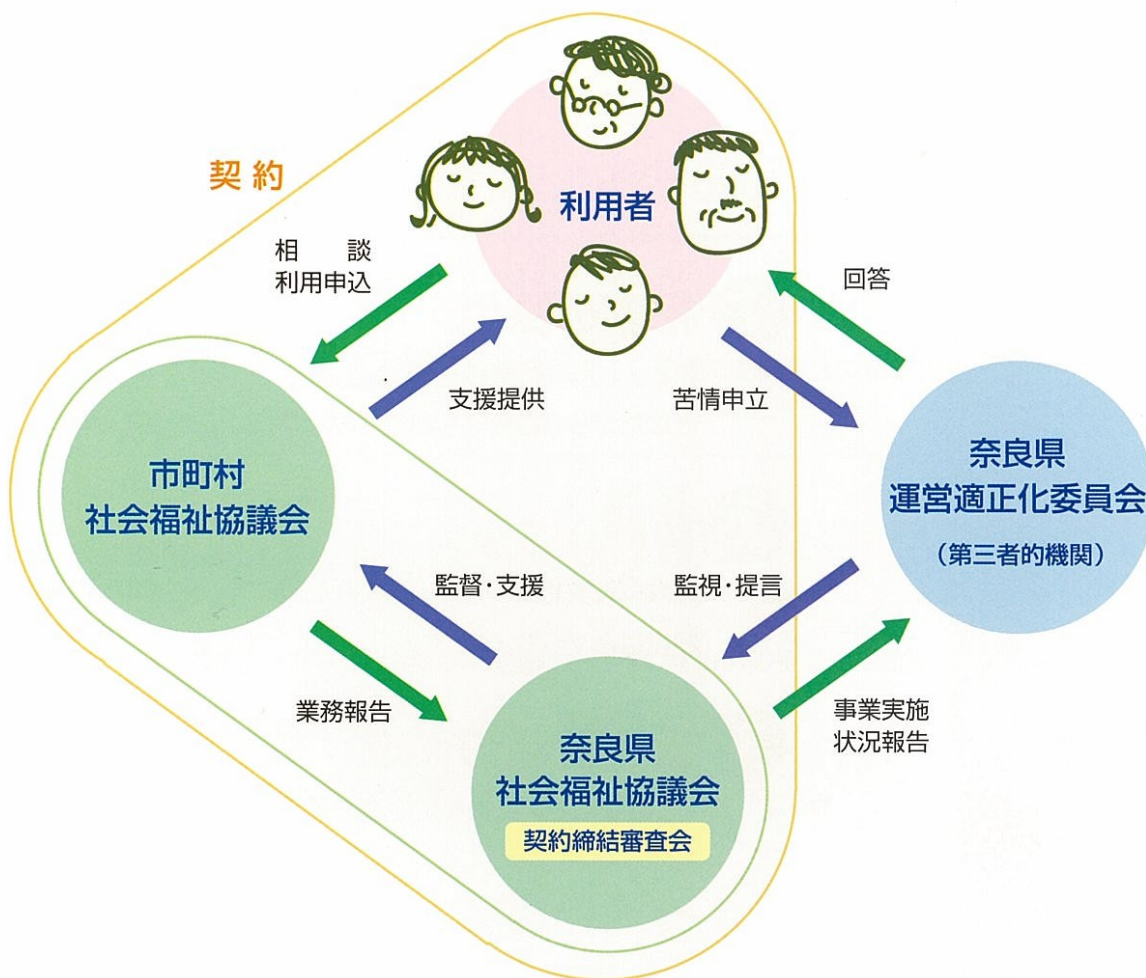
それまでは職員が何度訪問しても
無料です。

- 利用料 1時間あたり1,000円
(以降30分ごとに500円)
- 交通費 車、バイク:300円
電車やバス:実際に支払った分

生活保護を受給している方は、利用料・交通費とも無料です。

専門家の適切な助言でさらに安心です。

利用者和社会福祉協議会の関係



安心してご利用いただくために…

契約締結審査会での審査

学識経験者・弁護士・精神科医などにより構成され、利用を希望される方で契約をする能力の確認が難しい場合の審査や、利用者に応じた適切なお手伝いができるかなどについての助言を受けます。

運営適正化委員会への報告

当事者団体や福祉・医療・法律の専門家などにより構成され、第三者的な立場から事業全体の見守りを行い、事業の信頼性や透明性を保ちます。また、利用者からの苦情を受け付けます。

守秘義務

受け付けた相談の内容については、秘密を必ず守ります。安心してご相談ください。

成年後見制度との関係

本人の意思を確認できないときはお手伝いを続けることは難しくなりますが、成年後見制度との併用が可能です。成年後見人などが決まった場合、本人の代わりに成年後見人などと社会福祉協議会が契約をして利用を続けていただくことができます。